地平線

全日本港湾労働組合関西地方建設支部機関誌

2025年1月1日 392号

全日本港湾労働組合関西地方建設支部

= 552-0021

大阪府大阪市港区築港 1-12-27

電話 06-6572-2105 / FAX 06-6574-5648

e mail kensetsu @ crux.ocn.ne.jp

迎春 新しい年が明けました 2025年 巳年

25春闘は始まっています 2/25春闘要求提出に向け話し合いを進めていきましょう

大きな話では、日本を取り巻く情勢は文字どうり「激動」しています。もちろん、日本自身も昨秋は選挙で自公の与党が敗北し「少数与党」に転落しました。安倍一強・独裁体制とは違う国会政治の姿が報道されています。

お隣の韓国では昨年12月はじめユン大統領が非常戒厳宣言をしましたが国会法でではなるという。憲法就ででは、大統領を弾劾しました。憲法はおり正のでは新たなが、憲法になるというでは新たなが、とないは1/20よりになるよりがは1/20よりになってがある。少数与は強いでは、少数与党のです。

日々の経済生活では、食糧、電気・ガスの光熱費などすべてが値上がりして、インフレの波が続いています。中小企業では名目賃金は若干引き上げられましたが物価の値上がりには追いつかず実質賃金は下がっています。25春闘の課題でもあります。

政治では、1月下旬から通常国会が 6月末までの150日の会期で始まりま

今年は、7月には参議院選挙が予定されています。兵庫県・宝塚市では4月、市長選挙が行われます。日頃から、政治・経済をよく見極めて選挙の時には悔いのない一票を入れるようにしたいものです。社会の動きに関心を持ち政治・経済を考え、まわりの人たちとも意見交流が出来るような環境をコツコツ作って行きたいものです。

日々の労働と生活はあわただしく厳しい現実の中にありますが、労働者・労

働運動は仕事・職場で集まり団結し賃金・ 労働条件を引き上げ生活を改善するため 経営に要求書を提出し闘っていきます。 今年もすでに2025春闘は始まってい ます。

1/10(金) 関西地本において支部 春闘討論集会を開催します。25春闘方 針、要求内容などを議論します。支部組 合員の皆さんの積極的参加を要請します。 1/28(火)には、関西地方本部で建 設支部はじめ関西の6支部代表者が集ま り、春闘討論集会が開かれます。 また、全国的には、1/30(木)~3 1(金)豊橋で全港湾中央委員会が開かれて、全国から代表が集まり25春闘の 基本要求、方針が決定します。

そのような多くの討論、会議を土台にして2/25(予定)には、各経営に春闘要求を提出します。各分会の皆さんは、職場要求を現場で意見交流し支部執行委員と相談しながら要求内容を決めている。昨年、解決出来なかった課題を掘り下げ明確にしながら、春闘で団体交渉をして実現に向け活動していきましょう。

「年収の壁」のむこう その2

(A)

新聞、テレビなどの連日の報道で、女性を中心としたパートタイムで働く人たちの「年収の壁」が大きく取り上げられています。

103万円の壁を178万円に動かして 手取りを増やそう、いやとりあえず12 3万円だ。所得税課税最低限は長年変わっていない、最低賃金が7割以上上がっているから103万円を大幅に引き上げよう。物価上昇率は一割程度だ、まずはその程度に、とか。

いやいや、その言葉の使い方、おかしくないですか。

「年収の壁」は103万円、106万円、 130万円、150万円・・・と沢山の 壁があります。

それぞれの壁を超えると、配偶者の所得 税が大きく跳ね上がったり、本人の社会 保険料負担が発生したりして世帯の収入 が壁を超えることで大きくダウンするといわれています。

しかし今言われている103万円は所得税課税最低限度額であり、「年収の壁」の103万円ではない。

あまたある「年収の壁」でパートタイムで働く女性が最も意識する壁はこの103万円の壁のようです。働き控えを行っている人の圧倒的に多くは103万円の手前です。世帯の働き手(多くは男性)の収入にかかる所得税配偶者控除の適用が、配偶者の収入を103万円に制限しているからと言われています。

しかし現在では配偶者控除に上乗せする配偶者特別控除の適用で、パートタイムの人たちの収入が150万円までであれば世帯の働き手の所得税に影響は出ません。103万円の壁は「幻の壁」とも呼ばれています。

ではなんでこんな幻の壁まで出現したのでしょう。給与所得者への配偶者控除(現在38万円)は60年以上前にさかのぼる長い歴史があります。その後40年ほど前から配偶者特別控除(現在最大38万円)が新設され、幾多の変遷を経て現在に至っています。

まず税所得税の控除の仕組みが周知されておらず、特に配偶者特別控除が一般に分かりにくい代物となっています。

かつては配偶者控除が適用されないと世帯の働き手の所得税が一挙に跳ね上がり、パートタイムのわずかの増収で世帯収入が大幅に減少していました。このインパクトは大きく、特別控除により適用が150万円まで拡充され世帯収入の減少は無いにもかかわらず、パートタイムの人たちの理解に混乱が残っているものと考えられています。

実際に103万円の壁を超え104万円になると手取りは減るのでしょうか。 そんなことは無く、パートタイムに新たに所得税は課税されるが世帯の働き手の所得税には影響せず、手取りは減らないのです。

今の世上の議論は、世間にある(幻の) 103万円の壁のインパクトを梃子として、強引に所得税減税に話を引きずっていったものです。「年収の壁」「103万円の壁」という強力なフレーズを用い、耳目を惹きつけるトリッキーな手法でよりなではありません。国民民主党が所得税減をこのに変を論1、給料年金が上がる経済を実現」がうたわれており、「年収の壁」は別項で遥か下段にわずかに顔をのぞかせています。

国民民主党の狙いが課税最低限度額引き

上げによる**所得税大幅減税**にあったことは明らかであり、「年収の壁」本来の問題のありかと全く関係なく使用されているにすぎません。

課税最低限度額引き上げによる所得税減税は低賃金で働く者の誰しもが賛成するものです。しかし国民民主党の議論は幻の103万円の壁を利用して、あたかも引き上げが「年収の壁」を突き崩して収入アップに直結するかのような印象を振りまくものとなっています。

しかも議論の経過を見ると、基礎控除額 や所得控除額の検討さえも粗雑で、国民 民主党の想定する大規模減税の社会への 大きな影響をろくさま吟味することなく 議論を主導しています。

そもそも「年収の壁」は、所得税の配偶者控除や、国民年金3号被保険者に代表される主に家庭の主婦層の年金、健康保険の仕組みなどの諸制度の矛盾をどのように解決するか、**働く人たちの労働の在り方、家庭の在り方、家庭の在り方、福祉の行く末**に深くかかわる根の深い課題です。

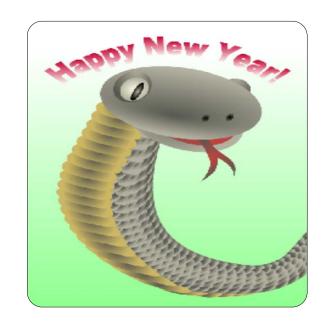
こういった課題を所得税の大幅減税の文脈で乗り越えられるものでしょうか。

国民民主党の玉木代表は twitter で「自民党は何十年にもわたって決着をつけずに来た第3号被保険者問題に正面から取り組み具体的な解決策を示してほしいものです」と述べています。連合は10月の中執で第3号被保険者制度の廃止に踏み込みました。経済同友会も同様 経団連さえ第3号被保険者制度

度の廃止に踏み込みました。経済同友会も同様。経団連さえ第3号被保険者制度の縮小に言及しています。国民民主党の「政策各論」では遥か後段の年収の壁対策の中に「第3号被保険者の見直し」とのみ簡単に触れられています。年収の壁

と所得税減税の間の距離はさすがに理解 しているようです。

今般の「年収の壁」「所得税大幅減税」 の議論の一部は、別の課題を意図的に混 同し、政策の弱点を世論を動員すること で突破しようとする手法だといえます。 「年収の壁」を本来の文脈に引き戻し、 全体的な議論としなければなりません。



今後の予定

2025年

1月~2月の予定



支部ホームページ

1/ 1(水)10:00 関生元旦行動<大阪府警前

1/6(月) 9:00 本部・会館オープン

1/10(金)18:30 建設支部25春關討論集会

1/23(木) 18:30 南大阪第32回定期大会(田中機械)

1/24(金) 18:00 西成メーデー第2回相談会

1/27(月) 地本執行委員会

1/28 (火) 9:00 地本春闘討論集会 (第1センター)

1/30(木) 中央春闘討論集会<シーパレス~1/31

2/ 3(月)18:30 支部執行委員会(予)

2/25 (火) 地本・春闘要求提出(予)